

死亡特別保険金支払特約

この特約は、保険契約証もしくは保険証券の適用特約欄に表示のある場合に適用されます。

第1条（死亡特別保険金の支払）

- (1) 当社は、この特約により、傷害死亡特約（*1）第2条（保険金を支払う場合）の傷害死亡保険金を支払った場合で、傷害死亡保険金の支払事由が被保険者への加害を目的とした第三者（*2）の作為による傷害であるときは、当社が支払った傷害死亡保険金に保険証券記載の死亡特別保険金割合を乗じた額を死亡特別保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 保険金を受け取るべき者が死亡特別保険金の支払を受けようとする場合は、傷害死亡特約第11条（保険金の請求）に規定する書類のほか、傷害が被保険者への加害を目的とした第三者（*2）の作為によるものであることを証明する書類を当社に提出しなければなりません。
- (3) 死亡特別保険金の支払については、傷害死亡特約第2条（保険金を支払う場合）⁽²⁾および⁽³⁾の規定中「傷害死亡保険金を」とあるのは「死亡特別保険金を」と読み替えて適用します。
- （*1）傷害死亡保険金支払特約をいいます。以下この特約において同様とします。
（*2）被保険者と生計を共にする親族を除きます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、海外旅行保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。